

① 従業員の衛生に関する原則

三和運輸機工株式会社に在籍する従業員は、その組織に属する者の果たす責務として、業務遂行に支障のなきよう、自律的に体調の管理や感染症の予防に努めなければなりません。

これに従い、今回の新型コロナウイルスに対する罹患予防（自己防衛）と感染拡大防止のため、下記を含め最新の情報収集と当該対策・対応に積極的に取り組んでください。また、こうした衛生への取り組みを可能とするための環境・体制づくりにも全社にてご協力をお願いします。

② 適用期間

2020年 2月 28日 より 3月 末日まで

③ 感染予防対策として行うこと

- 1. 石鹸等を使用した正しい手洗いと、うがいの励行。
- 2. アルコール・次亜塩素酸水などによる手指や共有設備の消毒・除菌の実施。
- 3. 業務中や、公共交通機関等を利用した通勤途中等、不特定多数の人と至近距離での接触がある場合には、（可能な限り）マスクを着用するなど自己防衛のための対応と取る。

④ 風邪の症状がある場合や感染の可能性が疑われる時の就業について

37.5度以上の発熱のあるときは、直ちに所属上長へ連絡の上、会社を休み自宅療養してください。

また、これ以降 先に周知している 厚生労働省 令和2年2月25日時点版 企業向け情報 に従い、その症状により当てはまるしかるべき方法にて 指定される医療機関の診察・検査等を受け、回復に向けた適宜対応と感染拡大防止の為の対策に沿った行動を取ってください。保健所「帰国者・接触者相談センター」から出された指示と、その指示により受診した医療機関の診断結果についても必ず所属上長へ報告してください。

尚、この休みの期間は、年次有給休暇を原則とします。

⑤ 出張・会合等について

3月開催予定の各事業所安全会議・安全教育講習会・全社配車情報交換会は中止とします。

業務上の懇親会及びゴルフ等の参加は、当面の間自粛してください。

また、プライベートでも大勢の人との接触が予想されるイベントや場所へ出向くことは、控えるようにしてください。

以下 厚生労働省より

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

また、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、これらの状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」でご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関をご案内します。「帰国者・接触者相談センター」は、感染が疑われる方から電話での相談を受けて、必要に応じて、帰国者・接触者外来へ確実に受診していただけるよう調整します。受診を勧められた医療機関を受診し、複数の医療機関を受診することは控えてください。

なお、これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。